

東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業 仕様書

1 委託業務の名称

東京 2020 大会を契機とした東北へのインバウンド誘客促進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の目的

東北地域においては、東北の観光復興に向け、2020 年に外国人宿泊者数 150 万人泊とする目標の中、宿泊旅行統計調査（観光庁）によると 2018 年は過去最多の 121 万人泊（速報値）に達したが、本目標の達成を確実なものとするため、官民、観光関係者、地域住民等が一体となり、広域的に東北地域の観光復興に取り組んで行く必要がある。

翌年に迫った東京 2020 大会では、競技に対する注目以外にホストタウンに対する対象国の認知度の向上や、チケットホルダーによる周辺地域へのショートトリップなど、東北地域にとってインバウンドの拡大を図る重要な機会となる。また、混雑が予想される東京から新幹線で約 1 時間半に位置する仙台市はチケットホルダーにとって宿泊先候補となり得る。

本事業では、これらの東京 2020 大会による機会を活かした取り組みを実施し、認知度向上及び誘客促進の強化を図ることを目的とする。

4 対象市場

東北地方の多くの自治体がホストタウンの相手国として登録している「米国」「カナダ」、域内の空港において国際定期便が就航している「台湾」「タイ（2019 年 10 月就航予定）」、仙台市のホストタウン相手国である「イタリア」を対象市場とする。

5 業務内容

(1) ホストタウンを活かした誘客促進事業

① ホストタウン×対象市場による現地旅行会社招請

対象市場の訪日旅行商品造成に意欲的な旅行会社を招請し、ファムトリップを実施すること。

ファムトリップのコースには、ホストタウン立ち寄り及び仙台市内 1 泊を必ず含めること。

今後の活動の取組に資するよう、被招請者を対象としたアンケート調査を実施し、旅行に対するニーズ把握を行うこと。

招請する旅行会社数は、米国・カナダ 2 社、台湾 2 社、タイ 3 社、イタリア 1 社とするが、提案内容により調整する。

② 旅行商品の造成販売

招請した旅行会社にホストタウン立ち寄り（宿泊を伴うものが好ましい）及び仙台市内 1 泊以上を含めた旅行商品を造成させ、現地で販売を行うこと。

仙台・東北の旅行目的地としての魅力を発信するための工夫（ランディングページの作成など）を行い、旅行商品販売を促進させること。

③ 各国のオリンピック委員会公認の公式チケット販売事業者（ATR）との連携

台湾とタイ市場においてATRまたはそれに準じる旅行会社と連携し、仙台・東北宿泊型観戦旅行の旅行商品も造成し販売すること。（他対象市場でも展開できることが望ましい）

④ インフルエンサー・メディアによる情報発信

FIT層向けに、インフルエンサー、メディアを招請してファムトリップを実施し情報発信を行うこと。

ファムトリップのコースにはホストタウン立ち寄り及び仙台市内1泊を必ず含めること。

なお、情報発信内容は旅行商品販売促進につながるものとする。

(2) 東京2020大会チケットホルダーを対象とした誘客促進事業

① 訪東北ショートトリップ

チケットホルダーが飛行機の手配、宿泊の手配を開始する時期に合わせて、訪東北ショートトリップ商品を造成、OTAサイト（エクスぺディア・booking.com等を想定）等を活用し、旅行商品を販売すること。バナー広告等を活用し、商品サイトへの誘導等、旅行商品販売促進も行うこと。

② 仙台市内宿泊促進

メタサーチサイト（TripAdviser等を想定）等に仙台・東北特集ページを掲出し、東京2020大会の際、仙台泊を行うことのメリット等を掲載。宿泊予約につなげる。

(3) 目標とする指標

下記①アウトプット、②アウトカムが達成されるよう図ること。

① アウトプット

- ・ 旅行会社招請社数（8社）
- ・ インフルエンサー招請者数（12人）
- ・ メディア招請社数（8社）
- ・ 造成ショートトリップ数（16本）
- ・ Webプロモーション実施数（1回）
- ・ メタサーチサイトへの東北特集ページ掲出によるプロモーション実施数（1回）

② アウトカム

- ・ 旅行商品造成数（14本）
- ・ 記事閲覧数（200,000PV）
- ・ 媒体接触者数（800,000人）
- ・ 造成ツアー購入者数（延べ400人泊）
- ・ バナー広告クリック数（200,000回）
- ・ 特集ページ閲覧数（200,000PV）

6 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

7 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

8 その他

(1) 仕様書に明示のない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。